

# 業務指示書

## モンゴル国モンゴルの気候条件に適した道路舗装技術能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路分野の基準策定、舗装関連業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路舗装設計）】

- 1) 類似業務の経験：道路舗装設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 道路舗装構造設計】

- 1) 類似業務の経験：道路舗装構造設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路舗装配合設計】

- 1) 類似業務の経験：道路舗装配合設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）
  - ・調達機材に係る費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MNT1 = 0.04416 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 1月10日(木) 14:00 ~ 17:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
  - 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路舗装設計  
道路舗装構造設計  
道路舗装配合設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

38.10 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月22日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL：[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- 9 案件の延期又は中止について  
治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
モンゴル国モンゴルの気候条件に適した道路舗装技術能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路舗装設計	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路舗装構造設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 道路舗装配合設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

広い国土を有するモンゴルの輸送手段としては、道路が大半を占めており、道路輸送重量は全体の約 51%、道路輸送人数は全体の約 99%を占めている。

モンゴルの道路舗装率は年々上昇し、過去 5 年間で年平均 500km を上回るペースで道路舗装延長が伸びている他、国道（総延長約 13.0 千 km）の舗装延長は約 5.7 千 km、舗装率は約 44%に達している（2017 年 8 月時点）。他方、これら道路の舗装化は、1990 年代の計画経済から市場経済へ移行した際に、外国の援助により進められたものが多く、その際は各国の道路基準が適用されている。また、道路建設に必要ないくつかの基準は、旧ソビエト連邦の技術基準を基に作成されているが、極度の乾燥（砂漠化）、冬季の極寒、昼夜の大きな気温差等の特徴を有するモンゴルの厳しい気候条件に、必ずしも十分適応できない状況にある。

その結果、国道、地方道ともに、ひび割れや平坦性の低下等の道路破損箇所が多く見られ、円滑な道路交通、維持管理費抑制等の阻害要因となり、社会・経済活動の効率性向上や環境負荷軽減等を妨げる一因となっている。

モンゴル政府としても、「モンゴル国持続可能な開発ビジョン 2030」(SDV2030)<sup>1</sup>のインフラ分野において、経済成長に資する道路・鉄道・空港の整備が重要である旨示しており、今後中長期的には経済成長が見込まれることから、これを支える運輸・交通インフラの整備及び維持管理を、同国の開発課題として位置づけている。

かかる状況の下、モンゴル政府は、舗装技術の能力強化を目的とした技術協力プロジェクト「モンゴルの気候条件に適した道路舗装技術能力向上プロジェクト」を、2016 年 6 月に我が国に要請した。これを受け、JICA は 2017 年 8 月に詳細計画策定調査を行い、要請内容の確認及び必要な協力内容を検討・整理し、協議を行った上で、本プロジェクトの枠組みについて合意文書（R/D：Record of Discussions）を 2018 年 11 月に締結し、今般実施の運びとなったものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

モンゴルの気候条件に適した道路舗装技術能力向上プロジェクト

#### (2) 上位目標

モンゴル国の気候条件に適した道路舗装技術が確立される。

##### 【指標】

- ① モンゴル国全土の年間の道路損傷距離が XX<sup>2</sup>%減少する。
- ② モンゴル国全土の年間の 1km あたりの道路維持管理コストが XX<sup>3</sup>%減少する。

#### (3) プロジェクト目標

道路舗装の問題点が明らかになり、道路舗装基準類が策定・改訂される。

<sup>1</sup> 2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs ゴール)」をふまえ、制定されたもの。

<sup>2</sup> ベースライン調査及びロードマップ作成後の JCC にて設定する。

<sup>3</sup> ベースライン調査及びロードマップ作成後の JCC にて設定する。

#### 【指標】

- ① 舗装道路の構造設計、配合設計等の基準案が##までに承認されることが確約される。
- ② ##件以上のパイロット事業が、モンゴル国の気候条件に適した道路舗装として確認される。

#### (4) 期待される成果

- 成果 1. 道路・運輸開発省及び道路・運輸開発センターの舗装道路の構造設計、配合設計等の基準策定・改訂能力が向上する。
- 成果 2. 道路・運輸開発センターの材料試験実施能力が向上する。
- 成果 3. パイロット事業により、成果 1、2 で策定した基準やマニュアルが実践・検証され、道路舗装技術開発能力が向上する。

#### (5) 活動の概要

0: ベースライン調査及び上位目標達成に向けたロードマップ作成を実施する。

##### 【成果 1 関連：構造設計及び配合設計に係る基準類の改訂/策定】

- 1-1 構造設計及び配合設計に係る基準類の改訂/策定作業のためのワーキンググループ (WG1) メンバーを選定する。
- 1-2 道路舗装規則作成リストを見直し、道路舗装構造設計、配合設計等を基準体系として整理する。
- 1-3 モンゴルの舗装道路の現況の問題点を把握する。
- 1-4 基準改訂/ドラフト作業の参照とする各国の基準を選定する。
- 1-5 基準改訂/ドラフト作業の実実施計画を作成し、実施する。
- 1-6 JCC が、活動 1-5 で作成された実施計画の内容を確認し、必要に応じて要修正箇所を指摘する。
- 1-7 最終案を作成し、道路・運輸開発省に提出する。
- 1-8 当該改訂/ドラフト作業の際の経験、知見、教訓を文書化し、WG の持続的な基準のマネジメントや以降の同様の作業実施のために手引書を作成する。
- 1-9 最終案に係るセミナーを開催する。

##### 【成果 2 関連：材料試験実施能力の向上】

- 2-1 道路・運輸開発センター材料試験所の能力向上のためのワーキンググループ (WG2) メンバーを選定する。
- 2-2 道路舗装に係る材料試験所の活動、役割、試験施設、保有機器を整理する。
- 2-3 モンゴル国の気候に適した道路舗装の材料試験に関する情報、資料、論文等から知見を整理する。
- 2-4 モンゴル国の気候に適した道路舗装の材料試験項目を整理し、能力強化に必要な項目の試験活動を実施する。
- 2-5 活動 2-4 で実施した成果をマニュアルとして取りまとめる。
- 2-6 活動 2-5 のマニュアルをセミナー等で発表し、関係者で共有する。

##### 【成果 3 関連：基準及びマニュアル類の検証】

- 3-1 成果 1, 2 を反映したパイロット事業実施のためのワーキンググループ (WG3) メンバーを選定する。
- 3-2 道路維持管理計画からパイロット事業を選定する。
- 3-3 パイロット事業の舗装設計、仕様書を含む事業計画を準備する。

- 3-4 パイロット事業のモニタリング方法を検討し、評価シートを作成する。
- 3-5 パイロット事業の調達および施工監理を支援する。
- 3-6 活動 3-4 で作成したモニタリング・シートを使用し、パイロット事業をモニタリングする。
- 3-7 パイロット事業を通じて、プロジェクトの広報活動を行う。
- 3-8 パイロット事業で得られたプロセス、経験、結果および教訓を取りまとめ、成果 1 の基準、2 のマニュアルの有用性を確認するとともに、改善点を文書化する。

#### (6) 対象サイト

- ①道路・運輸開発省及び道路・運輸開発センター（ウランバートル）
- ②パイロット事業サイト（都市内道路 1 箇所、都市間道路 1 箇所の計 2 箇所を想定）

#### (7) 関係官庁・機関

- 道路・運輸開発省（Ministry of Roads and Transport Development : MRTD）
- 道路・運輸開発センター（Roads and Transportation Development Center: RTDC）

#### (8) プロジェクト期間

2019 年 2 月～2022 年 2 月（36 ヶ月）

### 3. 業務の目的

「モンゴルの気候条件に適した道路舗装技術能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2018 年 11 月 01 日にモンゴル側と締結した R/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「モンゴルの気候条件に適した道路舗装技術能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 業務の実施方針及び留意事項

#### (1) 日本側のプロジェクト実施体制（国内支援委員会（仮称）の設置等）

本プロジェクトにおいては、専門家は本業務のコンサルタント（以下「コンサルタント」という）になるが、JICA が開催する国内支援委員会（仮称）により、技術的見地から、本プロジェクトで整備する基準やマニュアル、及び同基準等を策定する際の課題の分析方法やセミナーの内容等への助言を得る予定である。国内支援委員は、国内有識者や研究所研究員等、4、5 名を想定している。国内支援委員会の開催頻度としては、業務の節目や議論が必要なタイミングで、年に 1、2 回程度を想定しており、必要に応じて年に 1 回程度、モンゴルでの現場視察やセミナーへの参加等も行う予定である。コンサルタントは JICA の求めに応じて、国内支援委員

会に出席し、必要な報告・発表・議事録の作成を行うこと（開催回数に変更の可能性はある）。JICA がこれから設置予定の国内支援委員会委員からの助言をふまえて、本プロジェクトを進める事が求められる。なお、国内支援委員の活動にかかる費用（委員の出張費や会議参加費等）は JICA が支弁するため、見積もりに含める必要はない。

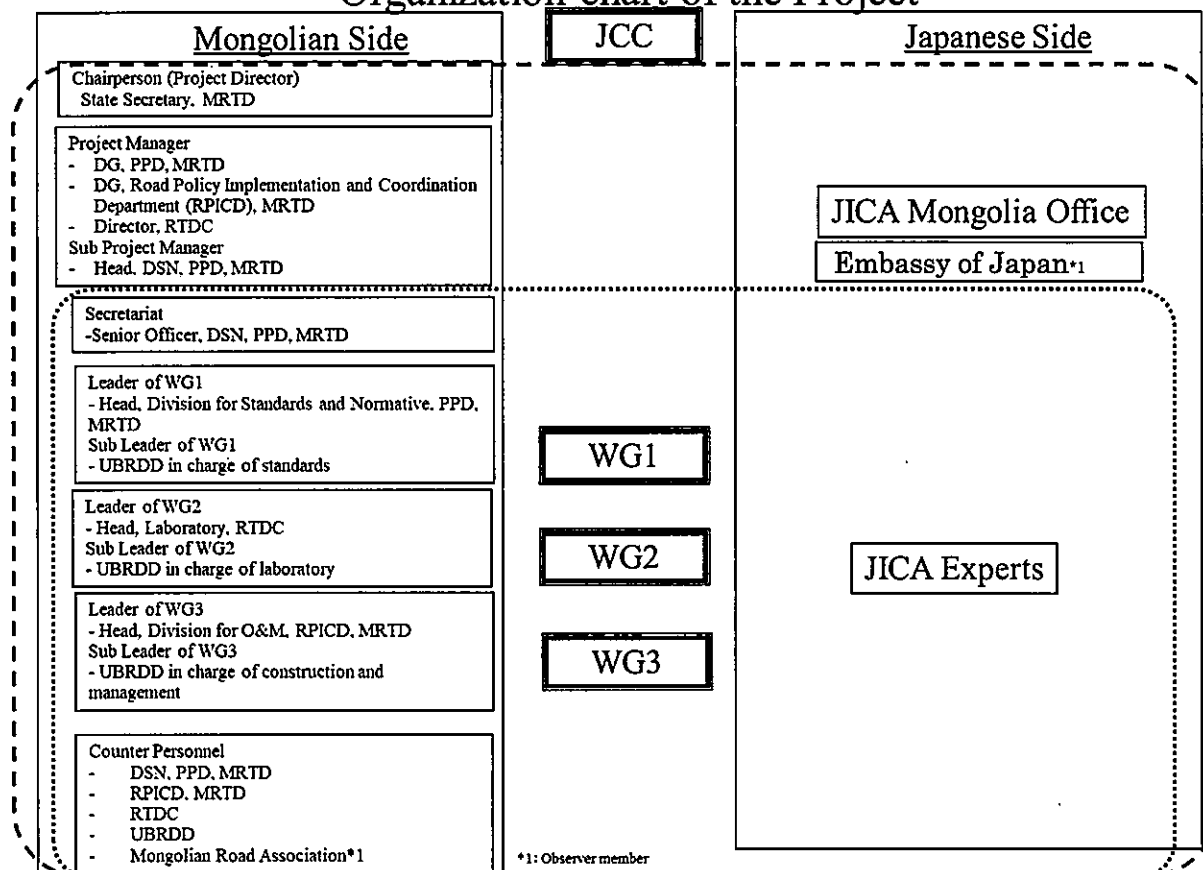
## （2）JCC（Joint Coordinating Committee）について

モンゴル側の主要カウンターパートとなる MRTD の事務次官（State Secretary）がプロジェクト・ディレクター（Project Director）に、MRTD 政策計画局長、MRTD 道路政策実施・調整局長、RTDC センター長がプロジェクト・マネジャー（Project Manager）に、MRTD 政策計画局 規格・基準課長が実質的な業務実施の中心的な役割となるプロジェクト・マネジャー（Project Manager）に配置されている。また、事務局は、MRTD 政策計画局 規格・基準課のシニア・オフィサーが配置されているため、同シニア・オフィサーとともに日々活動を進める事を想定している。

本プロジェクトの JCC は、上記で述べたモンゴル側カウンターパートと、ウランバートル市（UB 市）道路開発局職員、コンサルタント、JICA から構成される。また、オブザーバーとして、モンゴル道路協会や在モンゴル日本国大使館の参加を予定している。

本プロジェクトの主な活動は、舗装に関する基準やマニュアル類（①構造設計、②配合設計、③材料試験）の整備であり、成果達成のためには MRTD、RTDC、UB 市の技術者の関与が必要不可欠である。そこで、MRTD、RTDC、UB 市の技術基準関係の技術者が内容について検討を進める場として、各分野のワーキンググループ（Working Group）を設定することとした。JCC メンバーとワーキンググループメンバーの関係は概念図のとおり。なお、モンゴル道路協会や大学関係者の巻き込みについては、プロジェクト活動を進める中で必要に応じてカウンターパートと協議し、進めること。

## Organization chart of the Project



### (3) コンサルタントのアサインについて

効率性の観点から、コンサルタントのアサインについては、1回あたりの業務を可能な限り長期滞在とすることを想定している。R/Dに記載のとおり、モンゴル側からも強く希望されていることから、本方針をふまえ、要員計画を検討すること。

### (4) 対象とする基準及びマニュアル類について

本プロジェクトでは、①構造設計、②配合設計、③材料試験に係る3種類の基準、マニュアル類を策定/改訂することを想定している。モンゴル側の強い希望に従い、策定/改訂する基準及びマニュアル類は、アスファルト舗装だけでなく、コンクリート舗装についても含んだ内容とすること。

### (5) パイロット事業について

本プロジェクトでは、作成する基準及びマニュアル類の普及、技術指導及び効果検証のため、パイロット事業を実施する計画である。

パイロット事業の実施に必要な費用については、R/Dに記載のとおり、日本側専門家以外の費用（モンゴル側技術者の経費（旅費、日当等）、建設費等）については、モンゴル側が負担する方針であり、日本側は計画や設計、施工に係る技術的支援を担うことを想定している。なお、本パイロット事業実施にあたり、モンゴル側に新たな予算支出を求めるものではなく、MRTD、RTDC若しくはUB市の通常事業の中から、パイロット事業に活用できるサイトを選定する方針である。



対象サイトや事業内容、パイロット事業の実施件数については、時期や交通量、場所（都市内道路/都市間道路）を考慮し、プロジェクト期間中にモンゴル側と協議の上、決定予定であるが、現時点では、2件のパイロット事業（地方道路の補修1件、都市内道路の新設1件）実施を想定している。

なお、詳細計画策定調査時にUB市と議論をした際、UB市管轄道路でのパイロット事業実施に積極的な姿勢が示されたため、プロジェクト期間中に関係機関と協議の上、パイロット事業サイトを決定すること。

本プロジェクトの活動の一環として実施されることから、パイロット事業等による建設工事の実施にあたって、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（2014年9月）（[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance\\_ja.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf)）や作成される「工事中の安全対策要領」に準じた工事安全管理をインド側に行うよう指導すること。

#### （6）施工監理について

本プロジェクトは舗装基準の策定/改訂に焦点をあてて活動することをモンゴル側と合意している。他方、R/Dに記載のとおり、詳細計画策定調査時に、モンゴル側から施工監理に係る技術移転を強く希望されたことから、施工監理については、パイロット事業実施時にOJTで技術移転を行う他、舗装基準の解説欄に施工監理時の留意点を記載する、基準の技術セミナー開催時に日本の施工監理の優良事例を紹介するなど、プロジェクトの中で日本の施工監理ノウハウを共有すること。

#### （7）機材について

本プロジェクトの活動は、①構造設計、②配合設計、③材料試験に係る基準及びマニュアル類の策定/改訂に焦点を当てて進めることを想定しているが、主に成果2に関連する③材料試験実施に必要な機材の調達を予定している。詳細計画策定調査時にモンゴル側から希望された材料試験に係る機材は、配布資料である詳細計画策定調査報告書の添付8試験機材要望表（以下、要望機材リスト）に掲載のとおりであるが、現時点で調達が必須と考えられる機器（ホイルトラッキング低効率の測定器、実験室用遊星ボールミル）を除いては、プロジェクトの中でモンゴル側と必要性等を協議の上、決定する。

なお、機材調達は現地調達を原則とし、現地調達が困難な場合、本邦調達を検討する。

##### 1) コンサルタント調達機材

現時点で、コンサルタントによる調達を想定している材料試験機器は下記のとおり。

##### ■コンサルタントによる調達を想定している材料試験機器

機材名	個数	単位	納入場所
ホイルトラッキング抵抗率の測定器	1	台	RTDC
実験室用遊星ボールミル	1	台	RTDC

コンサルタントは、これらを「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」（以下のウェブサイトから入手可能。）に沿って、仕様を定め、調達・輸送すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk1>

[48-att/equ\\_201706\\_guide\\_01.pdf](#)

要望機材リストに各機材の写真や金額が記載されているが、写真はあくまでもイメージであり、金額については、RTDC 及び UB 市のラボ担当者の推定金額が記載されているものである。ついては、上記機材について、必要となる性能や輸送費等についても加味した上でプロポーザルにて提案し、別見積もりとすること。上記機材以外で、材料試験に必要となる機材については、要望機材リストをベースに、材料試験所の活動や保有機器の情報をふまえ、プロジェクトの中でコンサルタントがモンゴル側と協議の上、JICA に提案することを想定。JICA が提案内容を検討し、JICA 調達とするか、コンサルタントでの調達とするかは、必要性や機器の値段等を加味し、決定する予定。コンサルタントの調達とする場合は、契約変更で対応する。

## 2) JICA 調達機材

JICA 調達分については、本邦調達の場合、「機材調達支援業務ガイドライン（本邦調達）（「別冊」、「別添資料集」含む）」（2016年12月）

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/procurement.htm>  
| 及び「JICA 海外向け機材調達の手引き」（2017年2月）

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/ku57pq00000qsp1h-att/i201702\\_tebik.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/ku57pq00000qsp1h-att/i201702_tebik.pdf)

に従い、機材仕様書作成以降の調達を JICA が担当し、コンサルタントはニーズ把握・機材選定までを行うこととする。ただし、コンサルタントは、機材のニーズ把握・機材選定及び関連情報収集を行い、JICA 及び JICA が指定するものが実施する機材仕様書作成及び機材調達段階においても、コンサルタントは可能な限り協力することとする。

JICA 現地調達となった場合は、調達（入札/見積もり合せ/見積もり競争等）時に使用する仕様書案の作成についても、コンサルタントが実施することとする。

JICA 調達となった場合についても、コンサルタントが JICA による機材調達を支援することを想定しているため、当該業務については今回のプロポーザルに含めること。具体的な支援業務の概要は以下のとおり。

- ① 仕様（参考銘柄を含む。）の提案
- ② 下見積徴取、メーカー・代理店等連絡先情報提供
- ③ 調達に必要な書類の作成と JICA への内容説明
- ④ 機材到着時の検査等、据付・設置調整作業の支援

## 3) 機材仕様書の作成について

コンサルタント調達分機材の仕様書はコンサルタントが作成する。JICA 調達分機材のうち、本邦調達となる機材の仕様書は JICA が作成するが、現地調達となる機材の仕様書はコンサルタントが案を作成する。JICA 調達機材の仕様書作成支援を行う場合、「参考銘柄情報シート」等資料を JICA の指定するフォーマットで作成し、JICA に提出する。JICA が仕様書を作成する過程において、JICA 及び JICA が指定する者に対する情報提供等を通じ積極的に支援する。

機材仕様書の作成及び作成支援にあたっては、「機材調達支援業務ガイドライン（2016.12）（別冊、別添資料含む）」、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」「JICA 海外向け機材調達の手引き」を十分理解し作成する。

#### 4) 機材の用途・需要者の確認

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性(セキュリティ等)等を確認する。

#### (8) 広報について

プロジェクトの効果が広く知られることで、より多様なアクターがプロジェクト活動や成果に関与・参画し、プロジェクトのインパクトがより高まることを期待しているため、本プロジェクトの実施にあたっては、基準の策定/改訂やパイロット事業等の各種活動について、メディアを通じて発信したり、現地関係者(民間企業を含む)向けのセミナーを開催することを想定している他、MRTD や RTDC のオフィシャル・サイトや年報(Annual Report)に活動内容を掲載することも一案と考えている。また、日本向けには、JICA の技術協力プロジェクトホームページにおいて、プロジェクトページを作成し、プロジェクトの動きを定期的に発信すること等を想定している。コンサルタントは、上記項目を参考にしつつ、本プロジェクトにおける広報の方法についてプロポーザルで提案すること。

#### (9) 執務室について

R/D に記載のとおり、モンゴル側が、MRTD 若しくは RTDC にて、コンサルタントの現地での執務室(机や椅子などの基礎的な備品を含む)を用意する予定である。このため、上記の執務室賃貸料については、その費用を見積に含める必要はないが、万が一先方都合により用意されなかった場合は、別途契約変更で対応する。執務に必要となるプリンターやパソコン(秘書/補助員用)については、本見積に含めること。

#### (10) 本邦研修について

道路舗装に関し、モンゴル国内で実施する関係機関職員への技術移転の成果発現を促進する方策として、本プロジェクトでは、プロジェクト期間中2回の本邦研修を予定している。現状では、2019年度、2020年度に各1回の実施、各回2週間、8名程度を想定している。本研修は、日本の道路舗装技術及びその基準等に関する経験や教訓を得ることを目的としている。プロジェクト期間中にモンゴル側 C/P、JICA と協議の上、内容詳細を変更することは可とするが、本プロポーザルにて、適当と考える本邦研修の詳細を提案すること。

本研修については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf))を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

#### (11) 通訳と基準及びマニュアル類の翻訳について

プロジェクト実施に当たっては、通訳の配置(英モンゴルまたは日モンゴル)を想定している。配置に必要な経費は見積に含めること。また、本プロジェクトで作

成する舗装基準については、英語版に加え C/P が読解可能なモンゴル語版を作成すること。本プロジェクトの中でモンゴル語への翻訳を行うこととし、必要な経費を見積に含めること。

#### (12) モンゴル側 C/P のオーナーシップの確保について

本プロジェクトは、基準やマニュアル類を策定/改訂することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にカウンターパートの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、モンゴル側 C/P 等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。特に基準及びマニュアル類の策定/改訂にあたっては、モンゴル側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努めること。

また、プロジェクト成果の定着のためには、作成した基準及びマニュアル類について MRTD からの承認を得るだけでなく、セミナーを通じた普及、及びモンゴル側の予算確保に向けた啓発活動も必要になる。本プロジェクトでは、これらの活動は、コンサルタントが JCC 等を活用しながら、主体的に先方への働きかけを行うこと。

#### (13) プロジェクトの柔軟性の確保について

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（モンゴル側 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、コンサルタントが JICA に事前に相談し、合意を得る。その上で、モンゴル側 C/P との協議結果とともに、R/D 変更<sup>4</sup>のためのミニッツ（案）及び添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、提出する。

## 6. 業務の内容

### 全体に係る活動

#### (1) ワークプラン案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案を作成し、JICA と共有する。

#### (2) ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案をモンゴル側 C/P 機関の関係者等に説明し、

<sup>4</sup> プロジェクト基本計画に関する事項（R/D 本文及び PDM 記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制）の変更を要する場合は、R/D の変更が必要。PO のスケジュール欄に記載の事項（活動/投入スケジュール等）についてはプロジェクトレベルで修正・合意可能。

プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。その際、R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち目標値が未設定の項目について、現状を踏まえて目標値を設定し、併せてモンゴル側と協議する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でモンゴル側と合意し、ワークプランを確定する。

### (3) ワーキンググループ (WG) メンバーの選任

① 構造設計、② 配合設計、③ 材料試験に係る能力向上及び基準やマニュアル策定/改訂作業を行うにあたり、定期的にワーキンググループの開催を予定している。プロジェクトの開始後、ワーキンググループのメンバーの選任が必要であり、モンゴル側 C/P と協議すること。

### (4) ベースライン調査及び上位目標達成に向けたロードマップの作成

プロジェクト開始後数か月以内に、ベースライン調査を行い、① 構造設計、② 配合設計、③ 材料試験に係る現況（策定済基準の把握も含む）、現有機材及び必要機材の確認に係るレビューを行い、その結果（課題分析や仮設設定を含む）をまとめること。また、ベースライン調査の結果を踏まえ、上位目標達成に向けたロードマップを作成すること。

### (5) JCC の開催

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、6ヶ月に1回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途に JCC を実施する。

- ・ PDM に基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ・ 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じて PO や計画を修正する。
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

### (6) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、承認を得た上で、JICA モンゴル事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査・終了時評価調査は実施しない予定である。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成される事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合には PDM の変更について JICA に事前に提案・協議を行い、モンゴル側と協議すること。

### (7) 事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。

報告書の内容についてはモンゴル側に説明し、合意を得た上で、JICA モンゴル事務所に提出すること。その後 JICA からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCC で合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正、確定する。

#### **成果 1 に係る活動**

##### **(8) 道路舗装構造設計及び配合設計に係る基準体系としての整理**

モンゴル側が作成している道路舗装基準策定リストを見直し、道路舗装構造設計、配合設計等を基準体系として整理する。

##### **(9) モンゴルの舗装道路における現況確認及び参考とする他国の基準選定**

モンゴルの舗装道路の現況を確認し、課題を抽出する。その上で、本プロジェクトで基準を策定/改訂するにあたり、参考とする他国の基準を選定する。

##### **(10) 基準案の策定/改訂作業の実施**

各ワーキンググループにおいて、基準の策定/改訂作業に係る実施計画を作成し、JCC 等で承認を得る。その上で、同実施計画にもとづき、ワーキンググループメンバーを中心に、道路舗装構造設計及び配合設計に係る基準の策定/改訂作業を進める。

##### **(11) 基準策定/改訂作業に係る経験・教訓の文書化（手引書の作成）**

基準の策定/改訂作業のプロセスを含む経験、知見、教訓を文書化し、各ワーキンググループの持続的な基準のマネジメントや以降の同様の基準策定/改訂作業実施のために手引書を作成する。なお、作成する手引書については、モンゴル側の予算や人材をふまえ、持続可能なものである様、留意すること。

##### **(12) 基準案に係る JCC での議論**

6. (10) で策定/改訂した基準案について、JCC メンバーで内容を確認し、議論する。必要に応じて、要修正箇所を JCC にて指摘する。ワーキンググループメンバーは JCC での指摘事項について、基準案を修正する。

##### **(13) 6. (11) で策定した基準類の MRTD への提出及びセミナーでの共有**

6. (11) で策定し、6. (22)でのパイロット事業の結果をふまえて修正した基準の最終案について、MRTD に提出する。なお、基準が広く活用されるためには、モンゴル側の承認が必要であり、策定した基準は、プロジェクト期間内にモンゴル側に承認されていることが望ましい。また、策定した基準類の普及のため、セミナーやワークショップを3回程開催すること。会場については、可能な限り、無料で使用できる MRTD 等、公共の会議室を使用することを想定しているため、本見積に含める必要はない。プロジェクト実施中に会場を検討した結果、会場の借上げが必要になった場合は契約変更にて対応する。

#### **成果 2 に係る活動**

##### **(14) RTDC 及び UB 市の材料試験所の役割や活動・保有機器等に係る情報整理**

RTDC 及び UB 市の材料試験所について、役割や活動内容、施設や保有機器を整理すること。詳細計画策定調査時にモンゴル側から供与希望があった機材を中心に、

追加的に整備が必要な機器について、各材料試験所の活動や保有機器の状況をふまえ、調達計画をたて、JICAに提出し、5.(7)に記載のとおり調達を進める。

**(15) モンゴルに適した道路舗装（特に材料試験）に係る文献・論文の整理**

材料試験に係る既存のマニュアル、また RTDC 及び UB 市が材料試験を行う際に参照しているマニュアル等、現状を整理する。また、5.(2)に記載のとおり、必要に応じて学識者の協力も得つつ、モンゴルの気候に適した道路舗装の材料試験に関する情報、資料、論文等から知見や課題を抽出・整理する。

**(16) 材料試験の実施**

6.(15)で整理された知見や課題をふまえ、モンゴルの気候に適した道路舗装の材料試験項目を整理し、能力強化に必要な項目の試験活動を実施する。なお、主に RTDC の材料試験所において、試験活動を実施することを想定している。

**(17) 材料試験成果の取り纏め及びセミナーでの共有**

6.(16)で実施した材料試験のプロセスや成果、教訓を取り纏め、マニュアルとして取りまとめる。また、作成したマニュアルをセミナー等で関係者に共有すること。

**成果3に係る活動**

**(18) パイロット事業サイトの選定・事業計画の準備**

MRTD 及び RTDC の道路維持管理計画や UB 市の道路整備計画等をベースに、モンゴル側と協議の上、パイロット事業サイトを選定する。パイロット事業の結果に基づき、6.(10)で策定/改訂した基準案を再度更新し、最終化することになるため、当該更新作業に必要な期間を加味し、パイロット事業の事業計画（舗装設計、仕様書等を含む）を準備する。なお、日本側によるパイロット事業実施費用の負担は想定していない。

**(19) パイロット事業に係るモニタリング・評価方法の検討**

パイロット事業に係るモニタリング・評価方法を検討し、パイロット事業に係るモニタリング・評価シートを作成する。持続性の観点から、モンゴル側 C/P の技術力や財務・人員配置状況を加味し、パイロット事業のモニタリング・評価方法を決定すること。

**(20) パイロット事業の調達・施工監理支援**

適切な施工監理なしには、舗装基準が適切か否かの確認ができないため、パイロット事業における調達及び施工監理について、コンサルタントが技術支援を行うこと。パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014年9月）に沿って技術支援を行うこと。

**(21) パイロット事業等を通じたプロジェクトの広報活動**

パイロット事業を含め、本プロジェクトに係る広報活動を行う。

**(22) パイロット事業結果をふまえた成果1の基準類及び成果2のマニュアル更新**

パイロット事業で得られたプロセス、経験、結果および教訓を取りまとめ、成果 1 の基準、2 のマニュアルの有用性を確認するとともに、改善点を文書化する。また、必要に応じて、各種基準を更新（追記/修正を含む）し、最終化する。

## 7. 報告書等

### (1) 進捗報告にかかる報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部
ワークプラン	業務着手時	和文 5 部、モンゴル語 18 部
Monitoring Sheet Ver.1	2019 年 4 月頃	
Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1 提出の 6 カ月後	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2 提出の 6 カ月後	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3 提出の 6 カ月後	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4 提出の 6 カ月後	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5 提出の 6 カ月後	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6 提出の 6 カ月後	英文 3 部
事業完了報告書 (C/R)	業務終了時	英文 14 部 モンゴル語 12 部 和文 7 部 CD-R 4 枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### (2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、事業完了報告書に添付して提出すること。

- ア 構造設計に係る基準
- イ 配合設計に係る基準
- ウ 材料試験に係るマニュアル
- エ 基準策定/改訂作業に係る手引書
- オ 研修教材

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題 (2 ページ程度)
- イ 活動に関する写真 (1 ページ程度)
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート



### **第3 業務実施上の条件**

#### **1. 業務工程計画**

本プロジェクトの期間は36ヵ月間であり、本業務については、2019年2月の業務開始から2022年2月の業務終了までの36ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2019年2月から事前準備を開始し、プロジェクト終了の1か月前まで現地での活動を行う。最終JCC開催の3週間前までに、「事業完了報告書」(案)を含む報告書等を作成し、提出する。

#### **2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)**

##### **(1) 業務量の目途**

コンサルタントの業務量は全体で約76M/Mを目途とする。

##### **(2) 業務従事者の構成(案)**

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

また、いずれかのコンサルタントが、「業務調整」業務を兼務すること。

- ア) 総括/道路舗装設計(2号)
- イ) 道路舗装構造設計(3号)
- ウ) 道路舗装配合設計(3号)
- エ) 材料試験
- オ) 材料品質管理
- カ) 建設施工監理
- キ) 研修計画/広報/モニタリング

#### **3. 対象国の便宜供与**

現在のところ以下がモンゴル側によって準備される予定である。

- ・C/Pの配置
- ・コンサルタント用執務室(MRTD、RTDCのいずれかの建物内に1部屋。)
- ・パイロット事業に必要な資機材・経費

#### **4. 配布資料**

- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書(※2017年8月に詳細計画策定調査を実施)
- ・本プロジェクトR/D(※2018年11月に署名)
- ・モニタリングに係る説明資料

#### **5. 機材**

本プロジェクトでは、第2 5.(7)のとおり、供与機材の調達を想定しているが、材料試験に係る機材以外に、業務の実施に必要な資機材が想定される場合には、コンサルタントは、理由とともに、その調達に必要な費用を別見積として計上すること。資機材の購入方法等は、コンサルタントが調達・輸送する、内包化機材については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ\\_201507\\_guide\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201507_guide_01.pdf)) に従うこと。また、資機材の仕様については、モンゴルの事情に則し、プロジェクト終了後もモンゴル側の責任で維持管理可能なものとする。

また、JICA の機材調達に係る支援業務を実施する場合、5.(7)項に定めるとおり、「機材調達支援業務ガイドライン（本邦調達）（「別冊」、「別添資料集」含む）」（2016年12月）及び「JICA 海外向け機材調達の手引き」（2017年2月）に従うこと。

なお、本契約において供与機材を調達する場合は、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントがモンゴルに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は想定していない。

## 7. 見積もりの分離

以下の事項を別見積もりとして計上する。

### (1) 調達機材

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (4) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上